

**火光利用による一本釣漁業の制限に係る委員会指示の見直し案等
についての意見募集の予告**

山形海区漁業調整委員会では、漁業法第 120 条の規定に基づく委員会指示により、山形県沖合における火光利用による一本釣漁業について、一定の制限を定めております。

こうした中、現在、当委員会では漁業関係者から意見聴取を行い、当該制限の見直し作業を進めています。

この見直し案等がまとまり次第、下記の時期に本ホームページ上で、パブリック・コメントを実施する予定ですので、事前にお知らせいたします。

見直し案に対する皆様の御意見、御提案をお寄せください。

記

1 意見募集の予定時期

令和 8 年 7 月中旬頃

※ 作業の進捗上、募集時期が変わる場合がありますが、御容赦ください。

2 問い合わせ先

山形海区漁業調整委員会事務局

電話 0234-24-6046